

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程

(令和5年3月31日議会告示第2号)

改正(令和7年3月31日議会告示第1号)

改正(令和7年11月28日議会告示第2号)

改正(令和8年3月6日議会告示第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、議会が保有する個人情報について、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年北海道条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

**第2条** 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日

本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (18) その他前各号に準ずるものとして議長が定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）

**第3条** 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害  
イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害  
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

**第4条** 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

**第5条** 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

**第6条** 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

**第7条** 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、別記第1号様式の個人情報ファイル簿を作成しなけ

ればならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを北海道議会事務局総務課（以下「総務課」という。）に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - ア 知事その他の執行機関の職員又は当該職員であった者
    - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
  - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

**第8条** 条例第18条第1項の個人情報取扱事務登録簿(以下この条において「登録簿」という。)は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第18条第1項第8号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、総務課に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(保有個人情報開示請求書)

**第9条** 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

**第10条** 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。  
（開示決定等の際に通知すべき事項）

**第11条** 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 総務課における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに総務課における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に総務課における開示を実施することができる日のうちから総務課における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項  
（保有個人情報開示決定通知書等）

**第12条** 条例第25条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書
- 2 条例第25条第2項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通

知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

**第13条** 条例第26条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

**第14条** 条例第27条第1項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

**第15条** 条例第28条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第9号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、別記第10号様式の保有個人情報の開示決定等に関する意見書によるものとする。

3 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

6 条例第28条第3項の書面は、別記第11号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

**第16条** 議長は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

**第17条** 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（議会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

**第18条** 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別記第12号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 総務課における開示の実施を求める場合にあっては、総務課における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付等）

**第19条** 公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）（以下「写し」という。）の交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る公文書1件につき1

部とする。

2 写しの作成方法は、議長が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

**第20条** 条例第31条の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(保有特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

**第21条** 次に掲げる者については、条例第12条第5項の規定により読み替えられた条例第31条ただし書の規定により、保有特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（当該写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第12条第5項の規定により読み替えられた条例第31条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、保有特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を議長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があつた場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(保有個人情報訂正請求書)

**第22条** 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

**第23条** 条例第35条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 条例第35条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

**第24条** 条例第36条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

**第25条** 条例第37条第1項の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

**第26条** 条例第38条の書面は、別記第21号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

**第27条** 条例第40条第1項に規定する書面は、別記第22号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

**第28条** 条例第42条第1項の書面は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 条例第42条第2項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

**第29条** 条例第43条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

**第30条** 条例第44条第1項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

**第31条** 条例第46条第2項の規定による通知は、別記第27号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

**第32条** 条例第47条において準用する条例第28条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第47条第1号の裁決をしたとき 別記第28号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
- (2) 条例第47条第2号の裁決をしたとき 別記第29号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書  
(施行の状況の公表)

**第33条** 条例第52条の規定による条例の施行の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第7条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和5年北海道議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程に基づいて提出された書類とみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程に基づいて提出された書類とみなす。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程によ

る改正後の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程に基づいて提出された書類とみなす。

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 5 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 5 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	条例第 17 条第 2 項第 2 号 に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

(日本産業規格 A 4)

別記第2号様式（第8条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	北海道議会事務局
-----	----------

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
事務を担当する課(室)			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報の項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/>	要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等結果 <input type="checkbox"/> 指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/>	家庭生活 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>
	個人識別符号 <input type="checkbox"/> 身体の特徴を電算化した符号( ) <input type="checkbox"/> 旅券番号 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号 <input type="checkbox"/> 運転免許証番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/>		社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/>
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 議会事務局内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 知事その他の執行機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 知事その他の執行機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体		
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない(手書き処理)。		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
備考			

(日本産業規格 A 4)

別記第3号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号

住所又は居所

氏名

電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。）

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 総務課における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） <実施の希望日> 年 月 日
(2) 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（日本産業規格A4）

別記第4号様式（第12条関係）

保有個人情報開示決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 総務課における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 課  
電話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第5号様式（第12条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示しないこととした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 総務課における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第6号様式（第12条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした 理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第7号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 課  
電 話 (内線)  
(日本産業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第14条関係)

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
残りの保有個人情報につ いて開示決定等をする期 限	( 年 月 日までに可能な部分について開示 決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限 までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第9号様式（第15条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

に関する情報が含まれている保有個人情報について、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項（第2項）の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
（条例第28条第2項の場合）第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	課（室）名： 所在地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第10号様式（第15条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的な内容及び理由

（日本産業規格 A 4）

別記第11号様式（第15条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第12号様式（第18条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付

文書番号：

日 付：

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ( )
(2) 複写したものの 交付	ア 全部	
	イ 一部 ( )	
(3) その他 ( )	ア 全部	
	イ 一部 ( )	

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。

(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第21条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第12条第5項の規定により読み替えられた同条例第31条ただし書及び北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程第21条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

1 開示を請求する特定個人情報

2 免除を求める理由

- (1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
- (2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本産業規格A4)



別記第15号様式（第21条関係）

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました写しの交付に要する費用の額の免除申請については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第12条第5項の規定により読み替えられた同条例第31条ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

- 1 対象となる特定個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第16号様式（第22条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(日本産業規格 A 4)

別記第17号様式（第23条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第18号様式（第23条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正をしないこととした 理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第19号様式（第24条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第20号様式（第25条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第21号様式（第26条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

に提供している次の保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施したので、同条例第38条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有 個人情報を特定するための 情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容)  (訂正理由)

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第22号様式（第27条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道議会議長 様

郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
電話番号

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第1号に該当（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去） <input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第2号に該当（提供の停止） （理由）

2 本人確認等

(1) 利用提示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（日本産業規格 A 4）

別記第23号様式（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第24号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止をしないことと した理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道議会議長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第25号様式（第29条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第26号様式（第30条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第27号様式（第31条関係）

審査会諮問通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

年 月 日付けの北海道議会議長に対する審査請求について、次のとおり北海道議会情報公開審査会に諮問をしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式（第32条関係）

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 閣

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条において準用する同条例第28条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（却下し、又は棄却する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第29号様式（第32条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

道議 第 号  
年 月 日

様

北海道議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、 年 月  
日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条において準用する同条例第28条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課  
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)